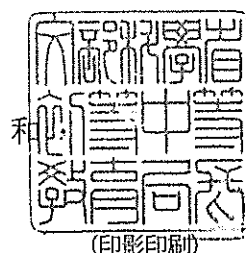
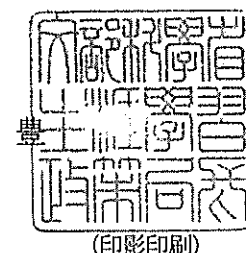


各都道府県教育委員会教育長  
各指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市市長  
各国公私立大学長 殿  
各国公私立高等専門学校長  
構造改革特別区域法第12条第1項の  
認定を受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省医政局長  
厚生労働省社会・援護局長

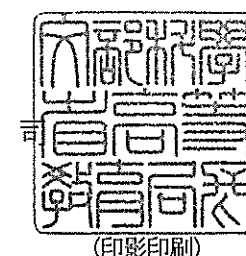
文部科学省初等中等教育局長  
高 橋 道



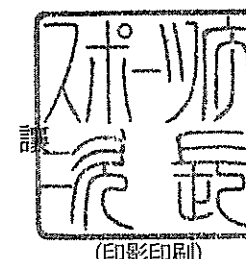
文部科学省生涯学習政策局長  
常 盤



文部科学省高等教育局長  
義 本 博



スポーツ庁次長  
今 里



平成 30 年春の全国交通安全運動の実施について（依頼）

この度、交通対策本部において、別添のとおり「平成 30 年春の全国交通安全運動推進要綱」が決定され、これに基づき標記の運動が平成 30 年 4 月 6 日（金）から同年 4 月 15 日（日）までの 10 日間実施されることとなりました。

今回は、「子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止」, 「自転

車の安全利用の推進」，「全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底」，「飲酒運転の根絶」を全国重点とするとともに，地域の交通事故実態等に即して必要があるときは，地域重点を定めることとされています。

また，運動期間中の4月10日（火）は，「交通事故死ゼロを目指す日」とされたことから，その趣旨を踏まえ，交通安全に対する更なる意識の向上に努めるようお願いいたします。

については，これらを踏まえ，下記の事項に留意の上，本運動を強力に推進し，警察等と連携した学校等における交通安全教育の一層の充実を図るとともに，各都道府県・指定都市教育委員会及び各都道府県知事・指定都市市長にあっては域内の市区町村教育委員会，所管又は所轄の学校（専修学校・各種学校を含む。）及び学校法人等に対して，附属学校及び専修学校を置く国公立学校法人においては，管下の附属学校及び専修学校に対し，構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体におかれては，所轄の学校及び学校設置会社に対し，厚生労働省医政局長及び社会・援護局長におかれては，所管の専修学校に対し，周知方よろしくお取り計らいを願います。

## 記

### 1 児童生徒等に対する交通安全教育の推進

#### (1) 交通安全教育の推進

ア 学校においては，体育科・保健体育科の時間はもとより，関連教科，道徳，総合的な学習の時間，学級活動・ホームルーム活動，学校行事等における指導を充実するとともに，児童会・生徒会活動等における自主的な交通安全活動を助長するように配慮し，児童生徒の交通安全に対する関心や意識を高めること。特に，交通混雑や視認性の低下など，夕暮れ時と夜間の危険性を踏まえ，反射材用品・明るい目立つ色の服装等の着用効果などを認識させる交通安全教育を図ること。

その際，高齢者や幼児など，交通事故の被害者になることが多い年齢層の交通行動の特性について理解させたり，高齢者と児童生徒が共に交通安全教育を受ける場を設けるなど，高齢者との世代間交流にも配慮すること。

また，障害のある幼児児童生徒については，その障害の状態や特性及び心身の発達の段階等，教育上必要な支援の内容，地域における体制整備の状況等に配慮しつつ，交通全般に関する指導を行うようにすること。

イ 学校における交通安全指導については，「学校安全参考資料『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育」，「学校安全資料DVD『子どもを事件・事故災害から守るためにできることは』」，「学校安全資料DVD『生徒を事件・事故災害から守るためにできることは』」，「生徒の安全な通学のための教育教材DVD『安全な通学を考える～加害者にもならない～』」，「児童の安全な通学のための教育教材DVD『安全に通学しよう～自分で身を守る，みんなで守る～』」，リーフレット「くいで まなぼう！たいせつないのちとあんぜん」（いずれも文部科学省作成）などを活用し，より一層の充実を図ること。（参考：学校安全ポータルサイト<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/>）特に，幼稚園，幼保連携型認定こども園及び小学校においては，道路の歩行と横断の仕方，路上遊戯の危険と安全な遊び方などについて繰り返し指導を行い，安全な行動が身に付くように努めること。

ウ 学校においては，帰宅後においても学校で指導したことが正しく守られ，実践されるよう家庭との連携に努めること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、PTA、地域子ども会、関係機関・団体等の協力を得て、児童生徒等と保護者が一緒に学ぶ交通安全教室等を開催し、踏切や道路における安全な通行方法などについて具体的に理解させること。

## (2) 安全な道路交通環境づくりの促進

ア 教育委員会においては、通学路の交通安全の確保のため、「通学路の交通安全の確保の徹底について（通知）」（平成30年2月16日付け29初健食第40号初等中等教育局健康教育・食育課長通知）に基づき、各市町村で策定された通学路交通安全プログラムに基づく取組等を引き続き推進すること。

また、通学路の点検に当たっては、自転車の視点も踏まえるなど、交通手段の特性や地域の実情を考慮して行い、通学路の交通安全確保に努めること。

イ 教育委員会においては、路上遊戯等による交通事故の防止対策の一環として、校庭、学校体育施設、社会体育施設等の開放を行うなど、地域全体で児童生徒等の活動の場の確保に努めること。

なお、その際、不審者などの侵入防止に必要な措置を講ずるなど、児童生徒等の安全管理に配慮すること。

ウ スクール・ゾーンは、交通事故防止に効果を上げている一方、スクール・ゾーン内での交通事故も発生していることから、教育委員会、幼稚園、幼保連携型認定こども園及び小学校においては、今後とも地域の警察等と協力して、スクール・ゾーン内における歩行者用道路の拡大と自動車の交通規制の強化を促進し、当該地域内における児童生徒等の交通事故防止を積極的に推進すること。

エ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校等においては、通学・通園路等の交通安全総点検・安全マップの作成等を実施し、児童生徒等の目線による通学路等における交通上の危険箇所の把握と解消に努めること。

なお、その際、登下校時の児童生徒の犯罪被害防止にも配慮すること。

## (3) 自転車、原動機付自転車及び自動二輪車等の安全な利用

ア 自転車の安全な利用については、「自転車安全利用五則」（平成19年7月10日付け交通対策本部決定）を活用し、小学校、中学校及び高等学校において、自転車安全教室の開催等により、夕暮れ時と夜間における反射材用品等の着用の促進、前照灯の点灯の徹底、点検整備について指導するほか、自転車の安全な利用や正しい駐輪の仕方などの周知を図り、登下校時の安全かつ正しい走行及び交通ルールの遵守に関し、児童生徒が自主的に安全な行動ができるように指導すること。特に、車道の左側通行等自転車の通行方法の指導、歩道通行時における歩行者の優先、二人乗り及び並進の禁止、傘差し、スマートフォン使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底を図ること。

イ 自転車の利用者が加害者となる交通死亡事故や高額賠償事案の発生等を踏まえ、機会を捉えて、児童生徒の保護者等に対する各種保険制度の周知に努めること。

ウ 原動機付自転車及び自動二輪車等の利用については、高等学校において、保健体育科及びホームルーム活動を中心とした交通安全教育を一層充実させるとともに、原動機付自転車・自動二輪車による事故の防止及び無謀運転の追放のため課外指導等の充実を図り、家庭、関係機関・団体等との連携の下に、適切な指導に努めること。また、多くの高校生が近い将来、自動車運転免許を取得する現状に鑑み、運転免許を取得する以前から、交通事故（飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転などの悪質性・危険性が高い運転を含む。）の責任等を理解させ、運転者として備えておくべき安全意識を醸成する教育を行い、これを基礎として、免許取得時の教育とあいまって、運転者に必要な資質の醸成

を図ること。

なお、その際、「学校安全資料DVD『生徒を事件・事故災害から守るためにできることは』」（文部科学省）等の活用を図ること。

(4) シートベルトの正しい使用及びヘルメットの着用の徹底等

ア 児童生徒に対し、後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルト着用義務の周知及び着用の徹底を図ること。

イ 自転車乗車時における幼児児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、中学生・高校生の自転車利用者に対する乗車用ヘルメットの着用を促進すること。

ウ 保護者に対し、幼児二人同乗用自転車の安全利用並びに幼児児童の自転車乗車時における乗車用ヘルメット着用に関する正しい理解を促進すること。

2 大学生等に対する交通安全教育の推進

大学、高等専門学校等においては、交通ルールの遵守と交通マナーの習得・向上を図るため、学生の自転車や二輪車・自動車の事故・利用等の実態に応じ、警察等の関係機関・団体等と連携し、交通安全指導のより一層の充実を図ること。

3 高齢者等に対する交通安全教育の推進

地域においては、生涯にわたる交通安全教育の推進を図る観点から、高齢者及び青少年・成人を対象とした学級・講座等における学習活動、青少年団体、女性団体、PTA等の社会教育関係団体による実践活動並びに社会教育施設における事業などを通して、地域住民の交通安全に関する学習を奨励すること。

特に、交通事故死亡者数全体に占める高齢者の割合が極めて高いこと及び高齢運転者による重大交通事故の発生などの情勢を踏まえ、高齢者に対し、参加・体験・実践型の交通安全に関する学習の促進を図るよう努めること。

(本件連絡先)

文部科学省初等中等教育局  
健康教育・食育課交通安全係  
TEL 03-5253-4111(内線 2695)

## 平成 30 年春の全国交通安全運動推進要綱

平成 30 年 2 月 1 日  
中央交通安全対策会議  
交通対策本部決定

### 第 1 目 的

本運動は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

### 第 2 期 間

- 1 運動期間 平成 30 年 4 月 6 日（金）から 15 日（日）までの 10 日間
- 2 交通事故死ゼロを目指す日 4 月 10 日（火）

### 第 3 主 催

内閣府，警察庁，総務省，法務省，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，経済産業省，国土交通省，防衛省，都道府県，市区町村，独立行政法人自動車技術総合機構，独立行政法人自動車事故対策機構，独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構，自動車安全運転センター，軽自動車検査協会，（一財）全日本交通安全協会，（公財）日本道路交通情報センター，（一社）全日本指定自動車教習所協会連合会，（一社）日本二輪車普及安全協会，（一社）日本自動車連盟，（公社）日本バス協会，（公社）全日本トラック協会，（一社）全国ハイヤー・タクシー連合会

### 第 4 協 賛

別紙のとおり

### 第 5 運動重点

- 1 全国重点
  - (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
  - (2) 自転車の安全利用の推進
  - (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
  - (4) 飲酒運転の根絶

【趣旨】全国重点を 4 点とする趣旨は以下のとおりである。

- (1) 次代を担う子供のかげがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、依然として道路において子供が危険にさらされていること、特に、新年度になり、入学や進級を迎える 4 月以降に小学生の歩行

中・自転車乗用中の交通事故が増加する傾向にあること、また、高齢者の交通事故死者数が、交通事故死者数全体の半数以上を占め、その減少が強く求められていること、高齢運転者による重大交通事故が発生していること

- (2) 自転車は、身近な交通手段であるが、自転車側に法令違反がある重大な交通事故が後を絶たないことから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要であること
- (3) 自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用率やチャイルドシートの使用率がいまだ低調であること
- (4) 重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないこと

## 2 地域重点

都道府県の交通対策協議会等は、上記1の全国重点のほか、地域の交通事故実態等に即して必要があるときは、地域の重点を定めることができる。

## 第6 全国重点に関する主な推進項目

以下のとおり各重点ごとにそれぞれ掲げる項目を中心に、参加・体験・実践型の交通安全教育や広報啓発活動、街頭での交通安全指導や保護・誘導活動を実施する。

### 1 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止

- (1) 幼児・児童の交通事故防止のための実施内容
  - ア 通学路等における幼児・児童の安全の確保
  - イ 安全に道路を通行することについての日常生活における保護者から幼児・児童への教育の促進
- (2) 高齢者の交通事故防止のための実施内容
  - ア 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
  - イ 高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
- (3) 高齢運転者の交通事故防止のための実施内容
  - ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
  - イ 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発
  - ウ 運転免許証の自主返納制度、返納者への支援措置及び運転適性相談窓口の積極的な周知等による自主返納等の促進
  - エ 70歳以上の運転者に対する高齢者マークの使用促進、高齢者マークを表示している自動車への保護義務の周知徹底
  - オ 改正道路交通法に係る認知機能検査や高齢者講習等の高齢運転者対策の周知徹底
  - カ 高齢者の運転に関する家庭内での話合いの促進

#### (4) 共通項目

- ア 反射材用品等の着用の促進
- イ 夕暮れ時における自動車の前照灯の早めの点灯の励行
- ウ 夜間の対向車や先行車がない状況におけるハイビームの活用の励行
- エ 子供、高齢者、障害者等に対する思いやりのある運転の促進
- オ 運転中のスマートフォン等の操作等の禁止の徹底

#### 2 自転車の安全利用の推進

- (1) 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底
- (2) 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底
- (3) 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメットの着用の促進
- (4) 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
- (5) 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底
- (6) 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進

#### 3 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- (1) 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底
- (2) シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- (3) シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底
- (4) 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

#### 4 飲酒運転の根絶

- (1) 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転を絶対に許さない環境づくりの促進
- (2) 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進
- (3) 飲酒運転の悪質性・危険性を理解させるなど、飲酒運転をさせない運転者教育の推進
- (4) 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

## 第7 運動の実施要領

運動の実施に当たっては、交通事故により、いまだ多くの人々が犠牲になり、あるいは心身に損傷を負っている厳しい交通事故情勢が国民に正しく理解・認識され、前記第5及び第6に掲げた運動重点及び推進項目の趣旨（以下「本運動の趣旨」と

いう。)が国民各層に定着して、国民一人一人が交通ルールを守り、相手に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って交通マナーを実践するなど交通事故の防止に寄与するよう、以下の要領に従い効果的に運動を展開するものとする。

その際、交通事故被害者等の視点に配慮するとともに、交通事故犠牲者に対する哀悼の意を表するものとする。

さらに、交通安全に対する国民の更なる意識の向上を図り、国民一人一人が交通事故に注意して行動することにより、交通事故の発生を抑止することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」を実施する。

#### 1 主催機関・団体における実施要領

- (1) 主催機関・団体は、相互間はもとより関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立するものとする。
- (2) 主催機関・団体は、組織の特性をいかして地域住民が参加しやすいように創意工夫し、参加・体験・実践型の各種交通安全教育、街頭キャンペーン、交通安全教材等の提供、被害者等の視点を取り入れた啓発活動、作文・標語等の募集と活用などの諸活動を展開し、又は支援するものとする。
- (3) 主催機関・団体は、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌(紙)、インターネット、携帯端末、ポスター、広報車等、各種の媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を活発に展開するとともに、これらの各種メディアに対し、運動を効果的に推進するための情報提供を積極的に行い、交通安全意識の高揚を図るものとする。
- (4) 主催機関・団体は、所属の全職員に対し、本運動の趣旨を周知し、職員自身が交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転を励行するとともに、率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。
- (5) 都道府県及び市区町村は、以下のような諸活動を展開し、又は情報提供等の支援をするものとする。その際、民間団体及び交通ボランティア等との幅広い連携を図るとともに、高齢化が進む交通ボランティアの活性化と若者の交通安全意識の向上を図るため、運動への若者の参加促進に努めるものとする。

##### ア 地域、家庭等における活動

- (ア) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (イ) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (ウ) 家庭内での話合い等を通じた交通安全意識の高揚、安全な交通行動の実践
- (エ) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する家庭訪問等による地域ぐるみでの交通安全指導の推進

##### イ 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等における活動

- (ア) 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育
- (イ) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの危険箇所の把握と解消



ウ 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

- (ア) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (イ) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消

エ 職域における活動

- (ア) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- (イ) 飲酒運転・無免許運転・危険ドラッグを使用した上での運転等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- (ウ) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- (エ) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (オ) 自転車利用者に対する交通ルールの遵守の徹底
- (カ) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進

## 2 協賛団体における実施要領

協賛団体は、主催機関・団体を始め他の関係機関・団体等との連携を密にして、地域と一体となった運動が展開されるよう上記1に準じ、組織の特性に応じた取組を推進するとともに、職員に対して本運動の趣旨等を周知し、職員自身が率先して模範的な交通行動を示すよう特段の配慮をするものとする。

## 第8 効果評価の実施

主催機関・団体は、運動終了後にその効果の評価を行い、実施結果を的確に把握することにより、次回以降の運動がより効果的に実施されるよう施策の検証に努めるものとする。

(一社) 日本民営鉄道協会	中央労働災害防止協会
(一社) 全国自家用自動車協会	陸上貨物運送事業労働災害防止協会
(公社) 全国通運連盟	建設業労働災害防止協会
(一社) 日本陸送協会	(一社) 日本交通科学学会
全国農業協同組合連合会	独立行政法人日本スポーツ振興センター
日本貨物運送協同組合連合会	全国都道府県教育長協議会
(一社) 全国個人タクシー協会	(公社) 日本PTA全国協議会
(一社) 日本自動車工業会	(一社) 全国高等学校PTA連合会
(一社) 全国軽自動車協会連合会	全国国公立幼稚園・こども園長会
(一社) 日本自動車整備振興会連合会	全国連合小学校長会
(一社) 日本自動車販売協会連合会	全日本中学校長会
(一社) 日本中古自動車販売協会連合会	全国高等学校長協会
(一社) 日本自動車タイヤ協会	全日本私立幼稚園連合会
(一財) 自転車産業振興協会	日本私立中学高等学校連合会
日本自転車軽自動車商協同組合連合会	(公社) 全国子ども会連合会
(一社) 全国建設業協会	(一財) 日本交通安全教育普及協会
(一社) 日本道路建設業協会	(公社) 全国公民館連合会
(公社) 日本道路協会	(公財) あしたの日本を創る協会
全国道路利用者会議	(公社) 日本青年会議所
(一社) 全日本駐車協会	日本青年団協議会
全日本交通運輸産業労働組合協議会	(公財) ボーイスカウト日本連盟
全国交通運輸労働組合総連合	(公社) ガールスカウト日本連盟
全日本運輸産業労働組合連合会	全国地域婦人団体連絡協議会
全日本自動車産業労働組合総連合会	主婦連合会

(公財)全国老人クラブ連合会	時事通信社
(福)日本身体障害者団体連合会	日本テレビ放送網
(福)日本盲人福祉委員会	フジテレビジョン
(一財)全日本ろうあ連盟	TBSテレビ
(福)全国社会福祉協議会	テレビ朝日
日本弁護士連合会	テレビ東京
全国人権擁護委員連合会	ニッポン放送
損害保険料率算出機構	文化放送
(一社)全国銀行協会	TBSラジオ
(一社)生命保険協会	(株)日経ラジオ社
(一社)日本損害保険協会	(一社)公営交通事業協会
全国共済農業協同組合連合会	(一社)全国道路標識・標示業協会
日本赤十字社	(一社)日本自動車会議所
(公財)日本消防協会	石油連盟
日本放送協会	全国石油商業組合連合会
(一社)日本新聞協会	(公財)国際交通安全学会
(一社)日本雑誌協会	(公財)日本交通管理技術協会
(公社)日本広報協会	全国地域活動連絡協議会
朝日新聞社	(一財)児童健全育成推進財団
毎日新聞社	(一社)全国レンタカー協会
読売新聞社	全国トラック交通共済協同組合連合会
日本経済新聞社	(福)日本保育協会
産業経済新聞社	(公社)全国私立保育園連盟
北海道新聞社	(一社)自転車協会
中日新聞社	(一社)全国届出自動車教習所協会
西日本新聞社	全国小売酒販組合中央会
ジャパントイズ社	全国特別支援学校長会
(一社)共同通信社	(一社)日本音楽事業者協会

(公社) 日本保安用品協会	日本私立短期大学協会
(公財) 交通事故総合分析センター	全国公立高等専門学校協会
(一財) 日本自動車交通安全用品協会	日本私立小学校連合会
日本自動車車体整備協同組合連合会	(一社) 日本反射材普及協会
北海道旅客鉄道(株)	(一社) 交通工学研究会
東日本旅客鉄道(株)	全日本デリバリー業安全運転協議会
東海旅客鉄道(株)	東日本高速道路(株)
西日本旅客鉄道(株)	首都高速道路(株)
四国旅客鉄道(株)	中日本高速道路(株)
九州旅客鉄道(株)	西日本高速道路(株)
日本貨物鉄道(株)	阪神高速道路(株)
(公社) 全国行政相談委員連合協議会	本州四国連絡高速道路(株)
(一社) 日本ヘルメット工業会	日本郵政グループ
日本保安炎筒工業会	建設三団体安全対策協議会
(一財) 日本自転車普及協会	(一社) 日本建設業連合会
(一社) 電気通信事業者協会	(公財) 運転代行振興機構
(一財) 道路交通情報通信システムセンター	(公財) 交通遺児育英会
(公社) 全国運転代行協会	(一社) 全国認定こども園連絡協議会
(一社) UTMS協会	特定非営利活動法人 全国認定こども園協会
全国労働者共済生活協同組合連合会	
(公財) 三井住友海上福祉財団	
(一財) 職業教育・キャリア教育財団	以上151団体
(一社) 公立大学協会	
全国公立短期大学協会	
独立行政法人国立高等専門学校機構	
日本私立高等専門学校協会	
(一社) 国立大学協会	
日本私立大学団体連合会	